

2023.1.20～2.20（パブリックコメント）

## 第4次武雄市男女共同参画推進計画（案）

すべての人がよきパートナーとして、共に築く  
ゆとりと活力ある武雄市を目指して

令和5年3月

武雄市

## 目次

---

I	男女共同参画推進計画策定にあたって	1
II	計画の柱	4
III	計画の推進	5
IV	計画の体系	6
	基本方針1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	8
	基本方針2 安全・安心にすごせる環境づくり	12
	基本方針3 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり	17
	基本方針4 男女共同参画推進支援体制づくり	24
	計画の基本指標	26
	武雄市男女共同参画計画策定委員会意見	27

## 資料目次

---

1.	男女共同参画社会基本法	28
2.	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	33
3.	女性の職業生活における活躍推進に関する法律	43
4.	男女共同参画推進のあゆみ	53
5.	武雄市の基本データ（人口・世帯数等の推移）	58
6.	武雄市男女共同参画推進市民会議設置要綱	60
7.	武雄市男女共同参画推進本部設置規程	62
8.	武雄市男女共同参画計画策定委員会設置要綱	64
9.	武雄市男女共同参画計画策定委員会委員名簿	66

## I 武雄市男女共同参画推進計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

1999年（平成11年）に制定された「男女共同参画社会基本法」では、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けています。

武雄市では平成19年度に「第1次」、平成24年度に「第2次」、平成29年度に「第3次」武雄市男女共同参画推進計画を策定し、さまざまな取り組みを推進してきました。

第2次計画から「武雄市DV対策基本計画」、第3次計画からは「武雄市女性活躍推進計画」を制定し、暴力の根絶、女性の活躍推進に向け取り組みを進めてきました。

「すべての人がよきパートナーとして、共に築くゆとりと活力ある武雄市」を目指してさまざまな取り組みを推進した結果、男女平等に関する意識への理解は進んではきましたが、現実には様々な分野において「固定的性別役割分担意識」やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、加えて社会経済情勢の変化に伴う新たな課題への対応が求められています。

そのため、男女共同参画社会の実現に向け、令和5年度からの男女共同参画推進の指針として、第4次計画を策定します。

### 2 計画の性格

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく、男女共同参画社会の実現に向けた推進の方向性と、幅広い分野にわたる施策を、国・県などの計画と整合性を図りながら総合的に推進するための計画です。
- (2) 「第3次武雄市男女共同参画推進計画」の内容を引き継ぎつつ、令和3年度に実施した市民意識調査等関連する各種調査の結果・分析及び各種施策の進捗状況・事業評価、武雄市男女共同参画計画策定委員会（男女共同参画推進市民会議）からの意見を踏まえた計画とします。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく、「武雄市DV対策基本計画」と位置付けます。  
（計画の体系：施策3）
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく、「武雄市女性活躍推進計画」と位置づけます。  
（計画の体系：施策6・7）
- (5) この計画は、武雄市における男女共同参画社会の実現のために、市民と行政が一体となって取り組むための指針とします。

### 3 計画の期間

令和5年度から5年間（2023年4月-2028年3月）とします。ただし、男女共同参画社会の形成をめぐる社会経済情勢の変化や、国・県の計画、制度の見直しなどを考慮しながら、必要に応じ計画の見直しを行います。

#### 4 SDGsについて

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」

2015年（平成27年）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標。17のゴールと169のターゲットで構成「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性のエンパワーメントを達成することを目指す」ジェンダー平等の実現は、SDGs全体の目的です。

武雄市における武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略「もっと輝く☆スター戦略☆」の考えに基づき、本計画においてもSDGsの理念や関連性を意識しながら各種施策に取り組みます。

（17のゴール）

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤を作ろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任、つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を



出典：国際連合広報センター

- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

※各種施策にSDGs関連するゴールを表示しています。

#### 5 重点的に推進すべき取り組み

<p>1 男女平等意識の形成 基本方針1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり （施策2）学校教育・社会教育を通じた学習機会や内容の充実 早期から男女平等意識を養うことで誰もが互いに尊重し合い、性別に関わりなく、多様な個性と能力を十分に発揮できる社会を目指す。</p>	
<p>2 あらゆる暴力の根絶に向けた取り組み 基本方針2 安全・安心にすごせる環境づくり （施策3）暴力の根絶に向けた啓発と相談体制の整備「武雄市DV対策基本計画」 DV防止、被害者支援、相談体制の充実と若年層へのDV未然防止教育等の推進</p>	
<p>3 ワーク・ライフ・バランスの推進 基本方針3 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり （施策7）仕事と家庭、地域生活の両立支援「武雄市女性活躍推進計画」 男女が仕事と家庭生活、地域活動を両立できるための支援制度の充実と男性の家事、育児、介護への積極的な参画を推進</p>	
<p>4 地域防災、政治分野における女性活躍の推進 基本方針3 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり （施策8）政策・方針決定の場への女性参画の推進 あらゆる分野において多様な意見が反映されるための女性の参画の推進 （施策9）地域活動・地域防災における男女共同参画の推進 地域での女性リーダーの育成、災害時において避難所運営、地域防災活動などへの女性の積極的参加を促進</p>	

## 6 「武雄市DV対策基本計画」

### 【計画策定の趣旨】

配偶者・パートナーからの暴力、ストーカー行為は、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。国では、平成13年にDV防止法が施行、平成25年度には生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とするよう改正、令和2年度から、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化、また、保護の適用対象として被害者の同伴家族を含むことが明確化されました。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為、性犯罪等の被害は深刻な社会問題です。加えて若年者のDV（デートDV等）やインターネットの普及によりリベンジポルノ等の暴力が複雑深刻化しています。また子どもに与える（面前DV等）影響に対しても的確に対応していく必要があります。

市民意識調査では、配偶者や恋人からなんらかの暴力を受けた経験が一定数あり、その大半が暴力を受けたときに相談をしていないという調査結果が出ています。そのため、引き続き本市におけるDVの根絶、女性の人権尊重に向けた総合的な施策を進めていくため、「武雄市DV対策基本計画」を策定します。

### 【計画の位置づけ】

DV防止法第2条の3第3項に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ同法第2条の3第1項に基づく「佐賀県DV被害者支援基本計画」の内容を勘案したものです。

### 【計画の期間】

令和5年から5年間（2023年4月－2028年3月）

## 7 「武雄市女性活躍推進計画」

### 【計画策定の趣旨】

少子高齢化が進み労働力人口が減少する中で、国の経済社会への活力及び持続的成長のためには女性の活躍推進は不可欠です。

働く場面における女性の活躍をみると、本市では女性雇用者における非正規雇用労働者の割合は男性の約3倍、また、管理的職業従事者における女性の割合は低い状況にあり、男女間格差や職業生活と家庭生活の両立の問題から、いまだ女性の力が十分に発揮できていない状況です。その背景には、固定的な性別役割分担意識とそれに結びついた長時間労働等の働き方があります。

国では、平成27年度に働くことを希望する女性はその希望に応じた働き方を実現できるよう、その個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することを社会全体で推進するために「女性活躍推進法」を施行、国、自治体、企業など事業主に対し、女性の活躍に関する状況把握や課題分析、数値目標、行動計画の策定・公表を義務付け、令和4年度の改正では、常時雇用する労働者が101人以上の企業等に対する情報の公表対象が拡大されました。女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女が共に暮らしやすい社会の実現につながります。

### 【計画の位置づけ】

女性活躍推進法第6条第2項に基づき国が定める基本方針に即し、かつ同法第6条第1項に基づく佐賀県の推進計画の内容を勘案したものです。

### 【計画の期間】

令和5年から3年間（2023年4月－2026年3月）

女性活躍推進法は、令和8（2026）年3月31日までの時限立法。国は必要があると認めるときは必要な措置を講ずるとしており、本計画においても反映するものとする。

## Ⅱ 計画の柱

### 1 施策の体系

本計画は、計画目標と基本理念、そして4つの基本方針をもとに具体的な施策を展開していきます。

### 2 計画目標

「すべての人がよきパートナーとして、共に築くゆとりと活力ある武雄市を目指して」

### 3 基本理念

男女共同参画社会基本法に基づき「人権の尊重」、「男女共同参画」、「男女お互いの能力の発揮と尊重」を基本理念とします。

### 4 基本方針

基本理念を踏まえ、次に掲げる方針と重点施策をもって臨みます。

- (1) 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
- (2) 安全・安心にすごせる環境づくり
- (3) 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり
- (4) 男女共同参画推進支援体制づくり

### 5 具体的な施策

本計画の目標達成に向けて、上記「4 基本方針」のもと施策の目的を明確化し、効果的な計画の推進を図るために、「Ⅳ 施策の体系」で、基本方針毎の「施策」、「施策の基本方向」、「実施項目」を定めています。さらに重点施策毎に「事務・事業計画」として、今後5年間で取り組む事業を定めています。

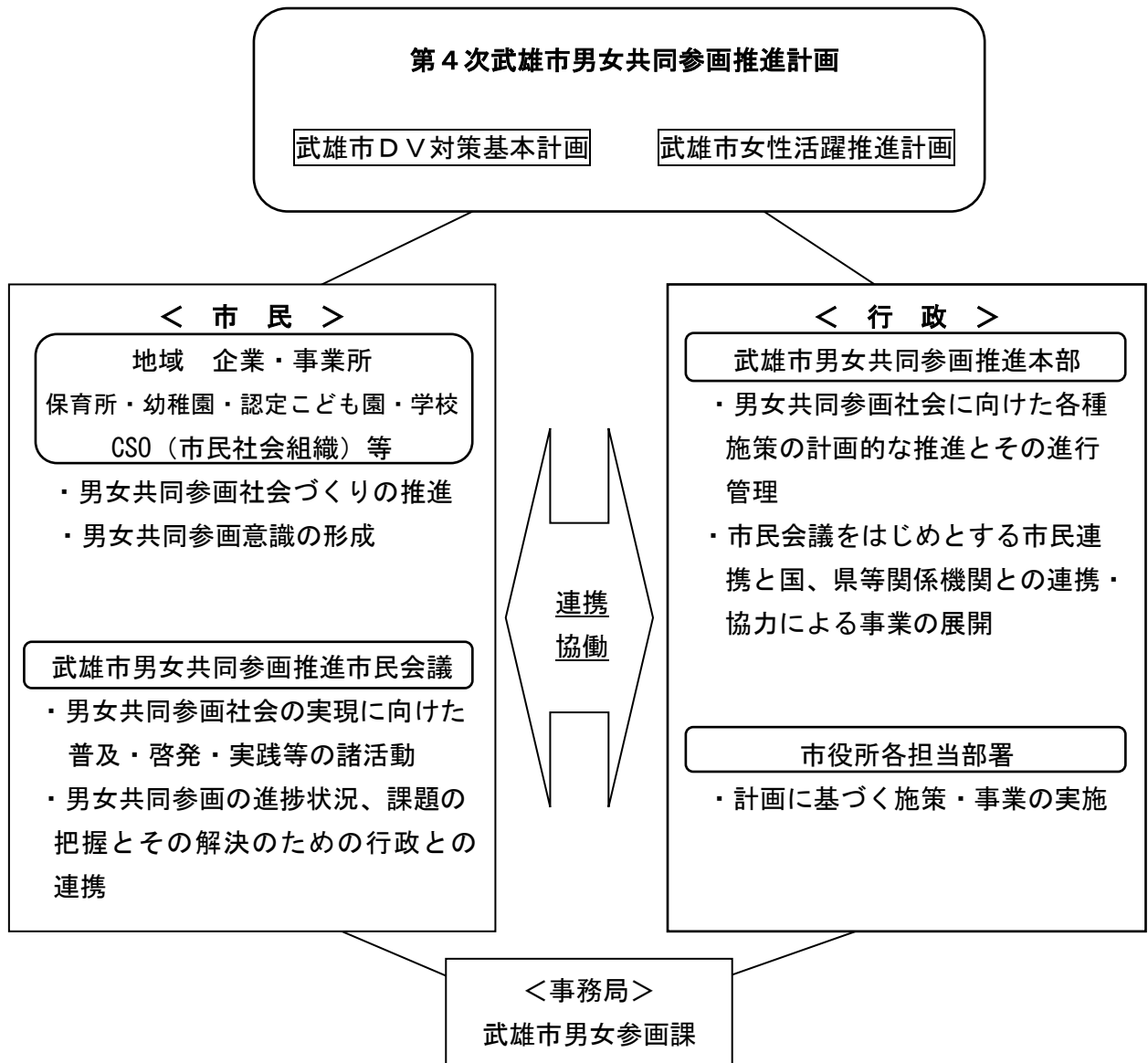
また、これらの取り組みにより達成を目指す「計画の基本指標」も設定しています。

### Ⅲ 計画の推進

4次計画に定める男女共同参画社会の形成の促進に関する諸施策を総合的かつ効果的に進めるため、市民と行政が一体となった推進体制のもと取り組みます。

そのため「武雄市男女共同参画推進市民会議」、「武雄市男女共同参画推進本部」を設置し、市民と行政との連携・協働による推進を図ります。また、4次計画の適切な進行管理に努めます。

【推進体制図】



\* CSO＝市民社会組織：Civil Society Organizations の略で、NPO 法人、市民活動・ボランティア団体（以上志援組織）に限らず、自治会、婦人会、老人会、PTA（以上地縁組織）といった組織のこと

IV 計画の体系

4次計画で取り組む内容について体系化しています。

★重点的に推進する施策を示しています。

目標	基本方針	施策	施策の基本方向
<p>すべての人がよきパートナーとして、共に築くゆとりと活力ある武雄市を目指して</p>	<p>1. 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり</p>	<p>(施策1) 男女共同参画に関する広報、啓発による意識の形成</p>	<p>人権の尊重、男女共同参画についての理解を深めるため、広報啓発に努めます</p>
		<p>(施策2) ★ 学校教育・社会教育を通じた学習機会や内容の充実</p>	<p>学校教育や社会教育などを通じて、男女共同参画の学習機会や内容等の充実を図ります</p>
	<p>2. 安全・安心にすごせる環境づくり</p>	<p>(施策3) ★ 暴力の根絶に向けた啓発と相談体制の整備 「武雄市DV対策基本計画」</p>	<p>あらゆる暴力の根絶に向け、啓発、相談等の取り組みを進めます</p>
		<p>(施策4) 男女共同参画の視点に立ったところと身体の健康づくり</p>	<p>男女共同参画の視点に立った生涯にわたるところと身体の健康づくりを推進します</p>
		<p>(施策5) 困難な状況におかれている女性等が安心して暮らせるための環境整備</p>	<p>ひとり親家庭や非正規雇用等生活困難な状況におかれている女性等が安全安心して暮らせるための環境整備を行います</p>
	<p>3. 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり</p>	<p>(施策6) 女性の活躍推進 「武雄市女性活躍推進計画」</p>	<p>女性の活躍推進に向け、企業や農林漁業・商工業などの個人事業主への男女共同参画意識の啓発と活動支援に努めます</p>
		<p>(施策7) ★ 仕事と家庭、地域生活の両立支援 「武雄市女性活躍推進計画」</p>	<p>男女がワーク・ライフ・バランスの実践を通じ、仕事と家庭生活や地域活動を両立できるよう、子育てや介護などに対する支援体制を整備します</p>
		<p>(施策8) ★ 政策・方針決定の場への女性参画の推進</p>	<p>あらゆる分野において、男女の意見・要望を反映し、男女共同参画の視点にたった施策を進めます</p>
		<p>(施策9) ★ 地域活動・地域防災における男女共同参画の推進</p>	<p>男女の積極的な地域活動への参画と、男女共同参画の視点に立った地域防災の取り組みを推進するための人材育成に努めます</p>
		<p>(施策10) 少子高齢社会・人口減少社会の進展に対する体制の充実</p>	<p>子どもを産み育て支援体制の充実、子どもの貧困施策等の推進と高齢者や障がいを持つ人の自立支援施策等の充実を図ります</p>
<p>4. 男女共同参画推進支援体制づくり</p>	<p>(実施方針1) 市民、企業、諸団体と市との連携・協働化の推進</p>	<p>市民、企業、諸団体と行政との連携・協働化の推進</p>	
	<p>(実施方針2) 総合的な男女共同参画行政の推進</p>	<p>総合的な男女共同参画行政の推進</p>	



実施項目

- ① 多様なライフスタイルに応じた広報誌、ICT利活用によるわかりやすい情報の提供と啓発活動の実施
- ② 講演会や出前講座、セミナー等の開催
- ③ 男女の人権尊重及び多様な性に応じた広報啓発と相談体制の充実、連携強化
- ④ 男女共同参画に関する継続的な意識調査（市民・中学生・企業・地域）による実態の把握

- ① 幼児教育、学校教育における男女共同参画教育機会の提供
- ② 保護者や教職員への男女共同参画教育の推進、機会の創出、意識啓発
- ③ 発達段階に応じた人権尊重、多様な性など互いの性への理解、家庭生活の大切さ等の啓発
- ④ 社会教育における多様なライフスタイルに応じた男女共同参画推進

- ① DV防止に関する啓発活動の実施
- ② 若年層に対するDV（デートDV等）未然防止教育等の推進
- ③ 相談体制の充実と被害者に対する支援
- ④ 支援者を対象とした研修の実施

- ① ライフステージに応じた健康指導の実施
- ② リプロダクティブ・ヘルス/ライツの学習と意識啓発
- ③ 支援体制（健康相談窓口）の整備

- ① 支援体制（相談窓口）の整備、関係機関の紹介等の情報提供
- ② 生活困窮者の自立に向けた支援
- ③ 特別保育等の実施による子育て世代の負担軽減
- ④ ひとり親家庭の自立支援

- ① 企業等における男女の就業環境実態調査の実施・情報提供
- ② 再就職・スキルアップのための情報提供・支援
- ③ 農家の家族経営協定締結の推進
- ④ 女性の起業、経営への参画促進支援
- ⑤ 職場における女性職員の職域拡大と管理職への登用促進
- ⑥ ハラスメントの防止にむけた広報・啓発

- ① 家事・育児・介護における支援制度の周知
- ② 事業主や労働者に向けた育児や介護の支援制度の周知・環境整備の促進
- ③ 特別保育等の実施による子育て世代の負担軽減
- ④ 男性の育児休業制度・介護休業制度の取得促進
- ⑤ 介護や介護者への支援と男女共同参画の推進

- ① 審議会・協議会等における女性委員の登用
- ② 政治、経済、社会文化などの分野への女性の参画意識啓発

- ① 地域コミュニティ活動の推進と活動の担い手の育成
- ② 男女共同参画を推進する市民団体への積極的支援
- ③ 防災・復興体制や環境分野における男女共同参画推進
- ④ 連携・協働によるユニバーサルデザインの推進

- ① 妊娠や出産期の支援、子育てや家事の共同意識啓発
- ② 育児不安防止・相談窓口の運営、青少年まで含めた子育て期のサポート・子どもの貧困対策の推進
- ③ 子どもの虐待への対応システムの充実
- ④ 高齢者や障がいを持つ人の社会参画推進、自立支援

- ① 男女共同参画推進市民会議の設置
- ② 諸団体、関係機関等との連携会議、事業の開催
- ③ 市役所における男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画施策の推進
- ② 職員の意識向上のための学習機会の提供
- ③ 男女共同参画推進体制の機能強化
- ④ 市役所における女性職員の職域拡大や管理職登用の推進
- ⑤ 情報発信の機能強化や活動基盤の整備

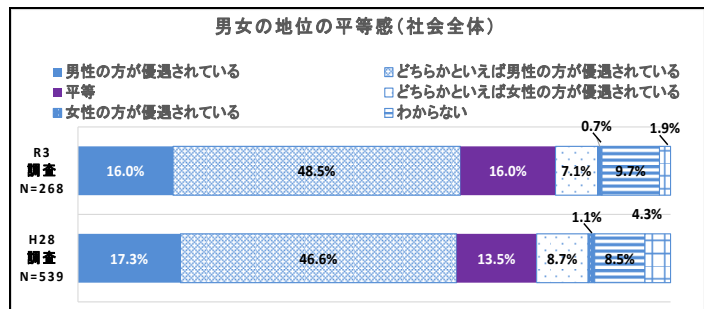
## 基本方針 1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

男女が性別にとらわれることなく、互いの人権を尊重し、価値観やライフスタイルなど個人の意思によって多様な選択ができる社会が求められています。そのためには、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場において「男は仕事、女は家庭」というような固定的性別役割分担意識を見直すことがそれぞれの個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現につながります。

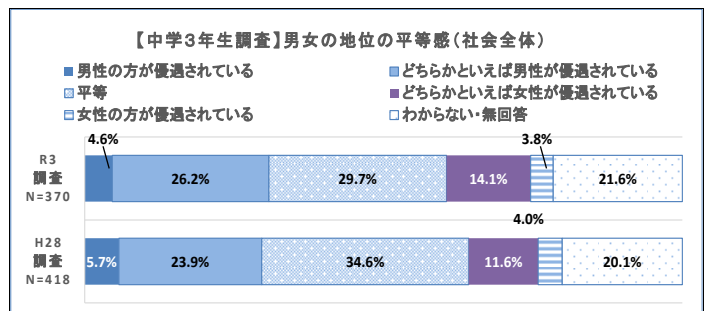
【現状・課題】（令和3年度 市民意識調査結果より）

### ① 男女の地位の平等感について（社会全体で）

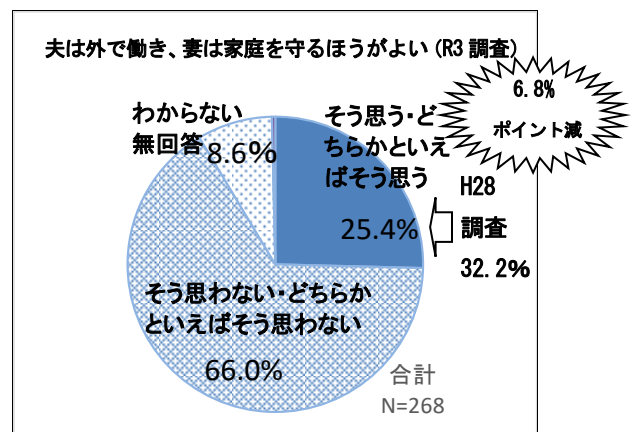
○社会全体で「平等」と感じている割合は16%、H28調査よりも2.5ポイント増加しましたが、「男性の方が優遇されている」は64.5%と、依然として男性優遇社会と感じている人が多くなっています。



○中学3年生調査では、「平等」と感じている割合29.7%に対し、「男性の方が優遇されている」は30.8%と一般と比較して平等感が高い傾向にあります。特に平等意識が高い学校教育においてもH28調査より男女平等と感じる割合は4.9ポイント低くなっています。



○「夫は外で働き、妻は家庭を守るほうがよい」と考えている人がH28調査より6.8ポイント少なくなっており、女性の社会進出への理解が少しずつ進み、男女共同参画の意識が確実に向上していると言えます。



○一方で、未婚の単身世帯、高齢者のみの世帯やひとり親世帯の増加等、社会的環境の変化で家庭生活における性別役割分担自体が成り立たなくなっており、新しい時代や家族の在り方に即した施策の展開が求められています。

男女がその個性と能力を十分に発揮できるよう、家庭、地域、学校、職場において男女共同参画の学習の機会を設け、男女平等、人権尊重の意識を定着させるための積極的な意識啓発の取り組みが必要です。

② 中学生の男女共同参画観について

○中学生の男女共同参画に関する意識は、H28 調査よりも賛成の意見が増えており、性別による固定的な役割分担意識は少なくなっています。

男女共同参画に関する意識調査	H28 調査		R3 調査
男女ともに同等に経済的に自立することに賛成	66.4%	↗	78.6%
男女ともに生活に必要な技術（炊事・掃除・洗濯等）の習得に賛成	66.5%	↗	80.3%
男女ともに家事・育児をすることに賛成	77.3%	↗	82.2%

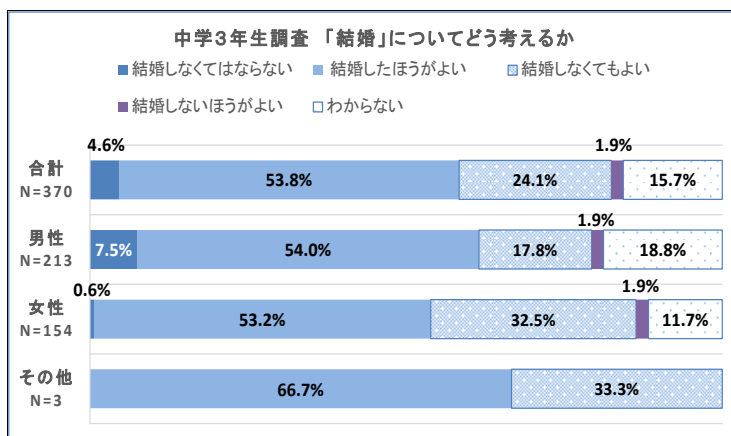
○「男らしく女らしく」と言われたことがある人は、全体の 35.9%で H28 調査 42.8%より 6.9 ポイント減少していますが、依然として「男らしく女らしく」と言われた経験があり、そのうちの 27.8%が嫌だと感じています。

「男らしく女らしく」と言う人は誰ですか？

- ・ 母親 26.5%
- ・ 男友達 15.0%
- ・ 知り合い 12.4%

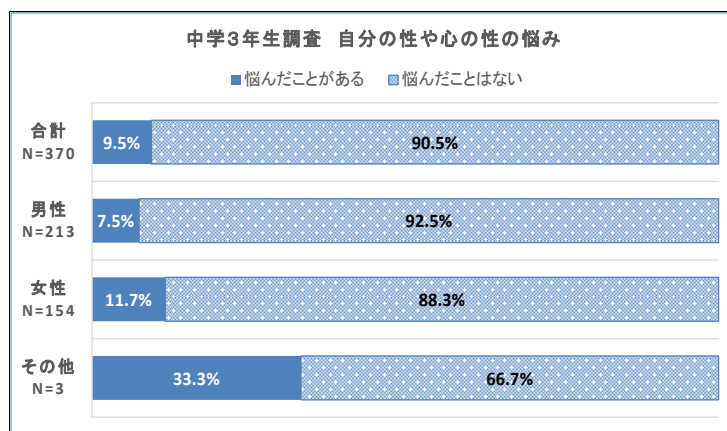
母親との回答が多く、男友達と続きます。児童生徒への啓発以外に、保護者や地域への啓発も必要と言えます。

○「結婚」について、「結婚しなくてはならない」「結婚したほうがよい」との考えが 58.4%で半数以上を占めていますが、「結婚しなくてもよい」が 24.1%で H28 調査 11% よりも 13.1 ポイント増加、特に女性がそう考える割合が 32.5%と H28 調査 14.1%から 18.4 ポイント増となっています。



○LGBT の認知度について約 8 割が「内容も知っている」、「内容までは知らないが言葉は知っている」と回答しており、認知度が高い結果となりました。また、約 1 割の生徒が自分のからだの性や心の性で悩んだ経験があると回答しています。

多様な性に対する相談体制の構築と理解を深めるための啓発が必要です。



将来を担う子どもたちには、性別にかかわらず個性や能力を伸ばす教育環境と家庭環境が必要です。

(施策1) 男女共同参画に関する広報、啓発による意識の形成

施策の基本方向

○人権の尊重、男女共同参画についての理解を深めるため、広報啓発に努めます。

◇事務・事業計画

\* 種別 A…新規事業、B…3次計画内容から拡充・具体化、C…3次計画内容の継続

\* 協働先…事業推進のため連携・協働する団体等 \* 下線…説明ありの用語

u003cdiv data-bbox="763 184 833 231" data-label="Image">



実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①多様なライフスタイルに応じた広報誌、ICT利活用によるわかりやすい情報の提供と啓発活動の実施	・ 広報誌やICT（情報通信技術）等を通じたわかりやすい情報提供 【LGBTsなど（心と体の性が一致しない人）の認知度（言葉の意味まで知っている）70%】	B	男女参画課 広報課	
	・ 各種メディアによる学習講座・講演会の放映	C	男女参画課	
	・ 男女共同参画週間（6/23～29）期間中の広報啓発	C	男女参画課	CSO
	・ 性別による固定的な役割分担意識にとらわれない、また、性的少数者（LGBTs）等にも配慮したわかりやすい広報や公文書等の表現	B	各課	
②講演会や出前講座、セミナー等の開催	・ 男女共同参画啓発イベントの開催 ・ 人権フェスタの開催	C	男女参画課 総務課 生涯学習課	地域 CSO
	・ 各町単位での学習講座の企画開催	C	生涯学習課	
	・ 出前講座の開催（多様な生き方や世代を考慮した講座）【出前講座開催 6回/年間】	B	生涯学習課 男女参画課	
	・ 女性のエンパワーメントを目的としたセミナー等の開催	B	男女参画課 商工観光課	
	・ 男女共同参画の理解を深める講演会等の開催【講座等の受講者数 600名/年間】	C	男女参画課	
③男女の人権尊重及び多様な性に応じた広報啓発と相談体制の充実、連携強化	・ 男女の人権尊重及び多様な性について世代に応じた広報、啓発活動の推進	B	総務課 男女参画課	地域 CSO
	・ 関係機関と連携した相談体制の充実	B	男女参画課 こども家庭課	関係機関 CSO
④男女共同参画に関する継続的な意識調査（市民・中学生・企業・地域）による実態の把握	・ 男女共同参画意識調査（市民・中学生・地域、企業）の実施、分析、結果の公表、情報の提供 【社会全体で男女の地位が平等となっていると思う人の割合 50%】 【社会通念・習慣・しきたりでの男女の地位が平等となっていると思う人の割合 50%】	C	男女参画課	

※LGBTs・・・L=レズビアン、G=ゲイ、B=バイセクシュアル、T=トランスジェンダーのこと。

順番に、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、心の性と体の性が一致していない人。

LGBTに、それ以外のセクシャル・マイノリティの方を表す「s」を加えて「LGBTs」とも称されます。

※エンパワーメント・・・自身の知識や能力により様々な意思決定の過程に関わる力をつけていくこと。

(施策2) 学校教育・社会教育を通じた学習機会や内容の充実

★重点的に推進する施策： 早期から男女平等意識を養うことで誰もが互いに尊重し合い、性別に関わりなく、多様な個性と能力を十分に発揮できる社会を目指す。

施策の基本方向

○学校教育や社会教育などを通じて、男女共同参画の学習機会や内容等の充実を図ります。



◇事務・事業計画 A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①幼児教育、学校教育における男女共同参画教育機会の提供	・学校での男女共同参画に関する授業の実施、幼児教育との連携	C	こども未来課 学校教育課 男女参画課	学校 幼稚園 保育所 認定こども園 子育て総合支援センター CSO
	・人権週間(12/4~10)を活用した教育	C	学校教育課 総務課 男女参画課	
	・幼少期からの男女共同参画の視点での保育の推進	B	こども未来課 男女参画課	
	・子育て総合支援センターでの男女共同参画の視点での事業の実施	C	こども未来課 男女参画課	
	・キャリア教育の推進	B	学校教育課 男女参画課	
②保護者や教職員への男女共同参画教育の推進、機会の創出、意識啓発	・保護者を対象とした男女共同参画やデートDV(交際関係にある者同士の間でおこる暴力)への認識を深めるための出前講座、講演会等の実施	B	学校教育課 男女参画課	学校 幼稚園 保育所 認定こども園 CSO
	・SNS等の有害サイトに巻き込まれないよう情報リテラシーについての啓発	B	学校教育課 男女参画課	
	・教職員研修に対するハラスメント等の人権同和教育の実施	B	学校教育課	
③発達段階に応じた人権尊重、多様な性など互いの性への理解、家庭生活の大切さ等の啓発	・児童・生徒・保護者に対し、多様な性に対する理解を深めるための啓発	B	学校教育課 男女参画課	学校 幼稚園 保育所 認定こども園 子育て総合支援センター CSO
	・食育推進計画の推進・食生活改善推進事業	C	健康課	
	・子育て総合支援センター等での家庭生活での男女共同参画の啓発	C	こども未来課	
④社会教育における多様なライフスタイルに応じた男女共同参画推進	・出前講座の開催(多様な生き方や世代を考慮した講座)【出前講座開催 6回/年間】	B	生涯学習課 男女参画課	地域 CSO
	・男性のための料理講座等	C	生涯学習課	
	・人権問題学習会の実施	C	総務課 生涯学習課	
	・女性団体活動支援	B	男女参画課	

※キャリア教育・・・一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育

※情報リテラシー・・・世の中にある様々な情報が正しいかどうかを読み解き、解釈、記述する能力

## 基本方針2 安全・安心にすごせる環境づくり

### ～「武雄市DV対策基本計画」～

配偶者やパートナー、恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力（DV）は重大な人権侵害であり、その多くが家庭内で発生するため外部からはわかりづらく、潜在化、深刻化しやすい特性があります。

DV被害者の多くは女性で、固定的性別役割分担意識や男女の社会的、経済的地位の格差が背景として男女平等の実現の妨げになっています。このような状況を改善するためにはDV防止、被害者保護など社会全体で取り組んでいかなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の拡大は女性と男性に対して異なる影響をもたらし、特に女性に対する配偶者等からの暴力、雇用、所得、ひとり親家庭等、経済的困難の増加も危惧されます。こちらも男女格差が背景にあり、ジェンダー平等に取り組む必要があります。

人生100年時代を迎え、生涯を通じて健康で元気に暮らすためには、男女共同参画の視点からライフステージに応じた心身の健康維持増進と、支援体制の充実が必要となります。

単身、ひとり親家庭など多様な家族形態が増加する中で、生活に困難を抱えたあらゆる人が自分らしく安心して暮らせるようきめ細やかな福祉サービスや相談体制の充実など、環境整備を整える必要があります。

【現状・課題】（令和3年度 市民意識調査結果より）

#### ①配偶者や恋人からの暴力（DV）について

○何らかの暴力（身体的、性的、精神的、経済的）を受けた経験については、全ての項目において「経験がある」という回答がみられます。いずれも男性より女性の経験者が多く、特にパートナーがいる女性の2割以上が「大声でどなられたり、暴言を吐かれた」経験者となっています。

○「命の危険を感じるぐらいの暴力を受けた」割合が、「月に数回程度」が1人、「年に数回程度」が3人と、深刻な事態が浮き彫りとなっています。

○「子どもの前で暴力を振るわれたり、子どもに危害を加えると脅された」いわゆる面前DVの割合は「週に1回以上」が1人、「年に数回程度」が5人と、子どもへの心理的虐待が行われている深刻な結果となりました。

○用語の認知度として、デートDVについて内容まで知っている割合は22.8%、面前DVは7.8%と認知度が低い結果となりました。

自身へ向けられる暴力の他にも、子どもへの影響など、身近にある問題としての理解を深めるための積極的な啓発活動を継続して取り組む必要があります。

## ② 暴力（DV）を受けた時の相談等について

（暴力を受けた時に相談したか）

- 暴力（DV）を受けた経験があり、その際に「相談した」人は全体で5.6%という結果となりました。相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思った」32.1%、「相談しても無駄だと思った」21.4%、「自分にも悪いところがあると思った」21.4%が多くなっています。

DVに関する相談は年々深刻化しており、面談DVなど内容も複雑、多様化しています。身近な相談窓口としての更なる周知を図り、相談しやすい環境整備に努めることが重要です。

## ③ 若年者へのデートDV（交際相手からの暴力）について

- 中学生の意識調査では、デートDVを受けた経験はないとの回答でしたが、5.4%がデートDVを身近で見たり聞いたりしたことがあるとの回答、特に女性の約1割（約10人に1人）が身近で見聞きした経験があり、身近な問題として啓発の必要性がある結果となりました。

DVを身近にある問題としての理解を深め、DV防止のための積極的な啓発活動に継続して取り組む必要があります。また、DVの被害者にも加害者にもさせないために、若年層に対する発達段階に応じた予防教育を継続して積極的に進めていくことが大切です。

## ④ 健康・福祉について

- 老後の生活について10代男性を除く各世代の約7割以上が不安を抱えている結果となりました。経済的な不安が高く、次いで健康面での不安となっています。健康寿命の延伸に向けた取り組みなど社会の一員として安心した生活を送れるよう相談体制や福祉サービスの充実が必要です。

## ⑤ 困難な状況におかれている女性等が安心して暮らせるためには

- ひとり親家庭や非正規雇用等、生活困難な状況におかれている女性等に対する相談窓口の整備、自立に向けた支援など福祉サービスの充実を図る必要があります。

(施策3) 暴力の根絶に向けた啓発と相談体制の整備～「武雄市DV対策基本計画」～

★重点的に推進する施策： DV防止、被害者支援、相談体制の充実と若年層へのDV未然防止教育等の推進

施策の基本方向

○あらゆる暴力の根絶に向け、啓発、相談等の取り組みを進めます。



◇事務・事業計画

A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①DV防止に関する啓発活動の実施	・広報誌等を活用したDV防止・相談窓口等の広報・啓発活動の実施 【DV防止法等の用語の認知度100%】	B	男女参画課 こども家庭課 広報課	関係機関 CSO
	・女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～25)との事業連携	B	男女参画課	
②若年層に対するDV(デートDV等)未然防止教育等の推進	・民間団体等と連携し、教育現場において発達段階に応じたDV防止教育の実施 ・若年者を対象とした「デートDV」の未然防止教育の推進。 【DV防止・デートDV防止講座の受講者数600名/年間】	B	男女参画課 学校教育課	地域 関係機関 学校 CSO
	・リベンジポルノ防止のための啓発・出前講座等の実施	B	男女参画課	
③相談体制の充実と被害者に対する支援	・「武雄市女性総合相談窓口」「武雄市障がい者虐待防止センター」「武雄市子ども家庭総合支援拠点」の充実	C	男女参画課 福祉課 こども家庭課	関係機関 CSO
	・相談体制の充実・ワンストップ化の推進 【DV被害を受けた際に「相談しても無駄」と思う割合10%】	B	関係課	
	・庁内連携会議の開催、庁内担当部署での連携した被害者支援措置の対応	B	男女参画課 関係課	
	・DV防止対策協議会の開催	C	男女参画課 こども家庭課	
	・支援関係機関・団体との連携強化	B	各課	
④支援者を対象とした研修の実施	・被害者の個人情報保護と守秘義務の徹底	C	各課	CSO
	・被害者に対する二次被害を防ぎ、男女共同参画の視点に立った適切な対応をとるための研修の実施	B	男女参画課 防災・減災課	関係機関 CSO

※リベンジポルノ・・・別れた恋人や配偶者に対する報復として、交際時に撮影した相手方のわいせつな写真や映像をインターネットなどで不特定多数に配布、公開する嫌がらせ行為及びその画像。



(施策4) 男女共同参画の視点に立ったところと身体の健康づくり

施策の基本方向

○男女共同参画の視点に立った生涯にわたるところと身体の健康づくりを推進します。



◇事務・事業計画 A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①ライフステージに応じた健康指導の実施	・「武雄市たっしやかプラン21」に沿った事業実施（健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸等）	C	健康課	関係機関 CSO
	・生涯スポーツ事業の推進（総合型地域スポーツクラブ自立支援事業の実施）	C	スポーツ課	
②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの学習と意識啓発	・広報誌や出前講座等を活用した学習や啓発	B	男女参画課 広報課	関係機関 学校 幼稚園 保育所 認定こども園
	・性に関する教育・学習機会の充実	C	健康課 こども未来課 学校教育課	
③支援体制（健康相談窓口）の整備	・スクールカウンセラーによる教育相談の実施	C	学校教育課	関係機関 学校 幼稚園 保育所 認定こども園
	・児童生徒の相談体制の整備	C		
	・保健師等による相談事業の実施	C	健康課 こども家庭課	関係機関
	・「武雄市相談支援センター」「武雄市障がい者虐待防止センター」での障がいを持つ方への相談事業の実施	C	福祉課	

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）・・・性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを「リプロダクティブ・ヘルス」といい、そのリプロダクティブ・ヘルスを享受できる権利を「リプロダクティブ・ライツ」という。

(施策5) 困難な状況におかれている女性等が安心して暮らせるための環境整備

施策の基本方向

○ひとり親家庭や非正規雇用等生活困難な状況におかれている女性等が安全安心して暮らせるための環境整備を行います。



◇事務・事業計画 A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①支援体制（相談窓口）の整備、関係機関の紹介等の情報提供	・相談窓口の充実（女性総合相談、母子・父子自立支援員、子ども家庭総合支援拠点、ファミリーサポート事業（子育てを援助してほしい人と子育てを応援したい人が会員となって、一時的な子どものお世話を有償で行う子育て相互支援事業）等	C	こども家庭課 男女参画課 こども未来課	関係機関 CSO
②生活困窮者の自立に向けた支援	・再就職のためのスキルアップ支援講座等の実施	B	商工観光課 福祉課	関係機関 CSO
	・生活困窮者自立相談支援事業の実施	C	福祉課	
	・高齢者、障がい者、子ども等の貧困に対する支援の推進	B	健康課 福祉課 こどもの貧困対策課	関係機関 CSO
	・こどもの笑顔コーディネーター設置事業（子どもの成長段階に合わせて必要な支援を行う伴走型支援を確立するためにコーディネーター[保健師・教員OB]を設置。保健師は母子保健の観点から、教員OBは学校現場から早期のアプローチを行い、伴走しながら子どもの貧困の解決や予防を図る。）	B	こどもの貧困対策課	関係機関 学校 幼稚園 保育所 認定こども園 子育て総合支援センター CSO
③特別保育等の実施による子育て世代の負担軽減	・延長保育・一時保育の実施	C	こども未来課	保育所
	・障がい児保育の実施	C		
	・病児・病後児保育の実施	C		
	・子ども医療費助成事業の実施	C	こども家庭課	関係機関
④ひとり親家庭の自立支援	・ひとり親家庭の支援制度の充実（職業訓練支援、養育費への意識改革）	B	こども家庭課 こどもの貧困対策課 こども未来課	関係機関 CSO

## 基本方針3 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり

### ～「武雄市女性活躍推進計画」～

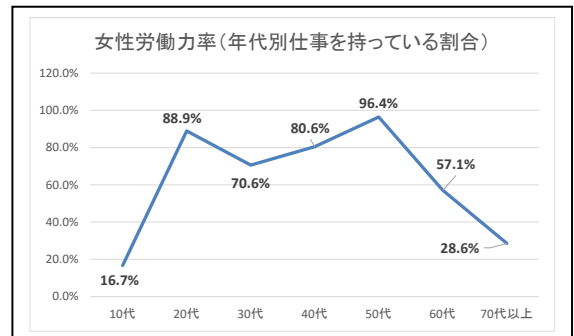
男女が社会を構成する一員として仕事と生活を調和させることは、あらゆる分野における男女共同参画社会の実現のために取り組む重要課題です。仕事、家庭、地域活動を両立できるよう、男女ともに子育てや介護しやすい取り組みや環境づくりが必要です。政治分野ではクオータ制を含めた積極的な取り組みを行う諸外国と比較して大きく遅れています。平成30年度に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が導入されるなど、女性の積極的な参画推進がなされつつあります。市においては女性の活躍推進を更に進めるために今後どのような取り組みを行うのか検討していく必要があります。また、防災をはじめ、地域活動、政策・方針決定の場において、女性の視点に基づく意見の反映がなされることが男女共同参画を推進するために重要です。

【現状・課題】（令和3年度 市民意識調査結果より）

#### ①仕事・働き方について（女性の職業の有無）

○武雄市においても共働きが進む中、30代で出産等により就業率が低下するM字カーブが緩やかにみられ、結婚、出産を機に退職し、再就職をしていると推測されます。

これは女性が就労したい側面と働かざるを得ない側面があると思われます。



○共働き世帯の増加の要因が、働きやすくなったのか、生活の困窮など経済面での理由なのか両面からの検討が必要です。

【共働きの状況】H28調査 59.2%  
R3調査 64.8%  
(中3年生調査) 75.1% 76.8%

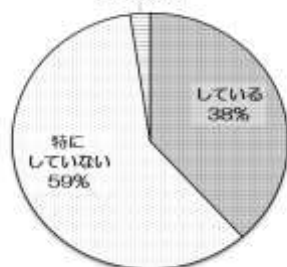
○職業を持っている理由で「生計を補助するため」が女性15.5%に対し、男性4.9%、男女ともに男性が一家の大黒柱といった性別役割分担意識がまだ残っていることもうかがえます。さらに、不安定な就労形態である非正規雇用の割合は女性19.9%であり、男性の約3倍になっています。女性が安心して働き続けることのできる環境整備が求められます。

#### ②仕事・働き方について

(男性の育児休暇取得についてどう思うか。)

○男性が育児休業をとることについて「当然である」「取ることが望ましい」が52.9%でH28調査33.2%と比較して19.7ポイントの増、「職場環境を考えると取りにくい」14.9%は、H28調査37.8%と比較して22.9ポイント減、男性の育児休暇取得に対する意識の変化がみられ、職場内での男性の育児休暇取得への制度整備、理解が進んできているものと考えられます。引き続き働きやすい労働環境の整備に取り組む必要があります。

社員が出産・育児・介護休暇を取得しやすい取り組み  
その他2%



企業アンケート調査結果 (R3)

#### 取り組み例

- ・職場内研修、啓発、就業規則の明示
- ・子の看護休暇の導入（時間単位での取得可）
- ・情報提供、対象者への面談等

(セクシャル・ハラスメントについて)

○一定数の人が「されたことがある」「見たり聞いたりしたことがある」と回答、すべての項目において女性の割合が高くなりました。働きやすい職場環境整備のため、防止に向けた啓発と相談窓口等についての周知等を行って行く必要があります。

- ③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について（実現のために必要な条件は何か。）
- 男女が共に仕事と生活の調和のため必要と感じていることで多かったのは「給与の男女間格差の解消」「長期間労働の解消」「育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境づくり」の結果でした。

職場、家庭、地域等あらゆる場面で女性の活躍が進むことは、男性にとっても暮らしやすい社会の実現に繋がります。家庭内での家事・育児・介護の共同意識の啓発、働きやすい環境整備、そして子育て・介護の支援体制の整備が求められます。

- ④ 女性の活躍を推進するために取り組むべきことについて【企業調査】

○女性の活躍推進について取り組んでいる企業・事業所は48.9%で、女性の活躍を推進するために取り組むべきこととして『女性が働きやすいよう職場の雰囲気や風土を改善する』、『短時間勤務、育児・介護休業を取得しやすい制度の整備等女性従業員の勤続年数の伸長』が多くなっています。

○現状でも育児・看護・介護休業の制度はありますが、女性の育児休業取得以外の取得割合は低く、仕事と家庭の両立が容易ではない状況です。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業・事業所の労働環境整備の取組みの促進が必要です。

- ⑤ 地域活動について（地域に女性リーダーが少ない理由）

○地域活動への参加状況を見るとH28調査より8.4%減少、「仕事（学校）との両立が難しい」ことを理由にあげています。これは共働き世帯の増加と関連していると考えられます。

○地域の女性リーダーが少ない理由としては、「男性中心の組織運営になっている」「これまでの習慣で、男性がリーダーに就任してきた」「女性は家事や仕事で忙しいから」と男性が役員になることが慣習化しており、女性自身も控えめな姿勢がみられます。

(地域防災に関する考え方について)

○「防災計画など策定段階で男女双方の意見が反映できる体制を整える」「女性や乳幼児に配慮した防災マニュアルの整備」が必要との回答が多く、また、避難所においても「男女別トイレなど避難者のニーズに配慮する」「運営に対し、男性女性ともに参加する」の意見があり、災害時において人権に配慮した取り組みを進めるためにも、男女双方の意見、男女共同参画の視点が不可欠であります。

(多文化共生の推進について)

○日常生活、地域活動などでの交流を深めるなど、多文化共生の推進のためには地域の理解、取り組みを進めていく必要があります。

○地域活動、防災、多文化共生の推進には、女性の視点、男女共同参画の視点を欠かすことはできず、家族の形態も変化していることから積極的に改善していく必要があります。

(施策6) 女性の活躍推進 ～「武雄市女性活躍推進計画」～

施策の基本方向

○女性の活躍推進に向け、企業や農林漁業・商工業などの個人事業主への男女共同参画意識の啓発と活動支援に努めます。

◇事務・事業計画 A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続



実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①企業等における男女の就業環境実態調査の実施・情報提供	・企業等の男女共同参画に関する実態調査・就業環境実態調査の実施、結果の公表	C	男女参画課 商工観光課 健康課	関係機関 企業 事業所 CSO
	・女性の職業生活における活躍推進（事業主行動計画策定等）に向けた啓発活動、関係機関と連携した事業の推進 ・女性の健康に関する知識の向上と、働く女性の就業支援 【女性の活躍推進に取り組んでいる市内事業所の割合 70%】	B		
	・雇用機会均等法等に基づく労働条件確立・柔軟な働き方の啓発 ・法制度や働き方改革に向けた啓発パンフレット等配布	B	商工観光課	
	・女性活躍推進法における特定事業主行動計画策定の公表及び計画内容の推進	B	総務課 男女参画課	
②再就職・スキルアップのための情報提供・支援	・法制度の啓発パンフレット等配布	C	男女参画課	関係機関 企業 事業所
	・再就職・スキルアップ支援講座等の実施	C	商工観光課	
	・広報紙やICT等を活用した情報提供・啓発事業実施	C	商工観光課	
③農家の家族経営協定締結の推進	・関係機関と連携した家族経営協定の推進	C	農業委員会	関係機関
④女性の起業、経営への参画促進支援	・関係機関と連携した農産加工・販売グループ等の支援	C	商工観光課 農林課	関係機関
	・関係機関と連携した起業の支援	C	商工観光課	
	・農業関連団体の役員や農業委員等方針決定の場への女性参画推進	C	農林課 農業委員会 男女参画課	
⑤職場における女性職員の職域拡大と管理職への登用促進	・法制度や柔軟な働き方等の啓発パンフレット等配布	C	商工観光課	企業 事業所
	・企業等への男女共同参画意識啓発	B	男女参画課 商工観光課	
⑥ハラスメントの防止にむけた広報・啓発	・職場、地域等における各種ハラスメント等の防止にむけた広報・啓発	B	男女参画課 各課	関係機関 CSO
	・関係機関と連携した救済、被害者に対しての相談機関等の情報提供	B		

(施策7) 仕事と家庭、地域生活の両立支援～「武雄市女性活躍推進計画」～

★重点的に推進する施策： 男女が仕事と家庭生活、地域活動を両立できるための支援制度の充実と男性の家事、育児、介護への積極的な参画を推進

施策の基本方向

○男女がワーク・ライフ・バランスの実践を通じ、仕事と家庭生活や地域活動を両立できるよう、子育てや介護などに対する支援体制を整備します。



◇事務・事業計画 A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①家事・育児・介護における支援制度の周知	・地域・団体・企業での学習会、出前講座の開催	B	男女参画課 こども未来課 健康課	地域・団体 企業・事業所・CSO
	・男性が育児参画しやすいための環境整備	B		
②事業主や労働者に向けた育児や介護の支援制度の周知・環境整備の推進	・地域・団体・企業へのパンフレット配布による支援制度の周知・環境整備の推進	B	商工観光課 健康課	地域・団体 企業・事業所・CSO
	・ワーク・ライフ・バランスについての啓発・情報提供	B	男女参画課	
③特別保育等の実施による子育て世代の負担軽減	・延長保育の実施	C	こども未来課	保育所
	・一時保育の実施	C		
	・障がい児保育の実施	C		
	・病児・病後児保育の実施	C		
④男性の育児休業制度・介護休業制度の取得推進	・育児休業制度、介護休業制度の取得推進 【男性の育児休業取得を望ましいと考える人の割合 80%】	B	男女参画課 商工観光課	企業 事業所
⑤介護や介護者への支援と男女共同参画の推進	・男性の介護教室等の実施と男女共同参画意識の啓発	C	健康課	事業所
	・在宅での介護に対する支援の充実	C		
	・在宅介護支援センターの充実支援	C		
	・介護のつどいにおける介護者の健康相談事業の充実	C		
	・介護予防普及啓発事業の実施	C		

(施策8) 政策・方針決定の場への女性参画の推進

★重点的に推進する施策： あらゆる分野において多様な意見が反映されるための女性の参画の推進を推進

施策の基本方向

○あらゆる分野において、男女の意見・要望を反映し、男女共同参画の視点にたった施策を進めます。



◇事務・事業計画 A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①審議会・協議会等における女性委員の登用 【登用率目標40%以上】	・全庁的な登用計画の作成と年度毎の報告	C	各課	
	・審議会等委員の女性参画促進に関する事前協議書による推進状況の管理、促進	B	男女参画課	
②政治、経済、社会文化などの分野への女性の参画意識啓発	・議会情報の提供や傍聴の機会提供	C	男女参画課	
	・あらゆる分野に女性が積極的に参加できるように、人材育成に向けた講座等の開催や情報提供	B	男女参画課 商工観光課	地域 CSO
	・児童・生徒への政治分野における学習の機会	B	学校教育課 男女参画課	

(施策9) 地域活動・地域防災における男女共同参画の推進

★重点的に推進する施策： 地域での女性リーダーの育成、災害時において避難所運営、地域防災活動などへの女性の積極的参加を促進

施策の基本方向

○男女の積極的な地域活動への参画と、男女共同参画の視点に立った地域防災の取り組みを推進するための人材育成に努めます。

◇事務・事業計画 A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続



実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①地域コミュニティ活動の推進と活動の担い手の育成	・地域での男女共同参画実態調査の実施・分析、結果の公表、情報の提供	C	男女参画課	地域CSO
	・男女共同参画への啓発推進 ・女性の地域リーダーへの参画推進 【地域活動に参加している人の割合 60%】	B	男女参画課	
	・各町コミュニティプランの推進	C	生涯学習課 公民館	
②男女共同参画を推進する市民団体への積極的支援	・CSOの活動支援	B	市民協働課 各課	CSO
	・男女共同参画事業の共同開催	B	男女参画課	
③防災・復興体制や環境分野における男女共同参画推進	・地域防災・復興体制への男女共同参画の推進・女性リーダーの育成	B	防災・減災課 男女参画課	地域CSO
	・武雄市防災会議における女性委員数 【登用率目標 40%以上】	B		
	・ICT利活用による被災者支援の充実	A		
	・女性消防団員による防火・防災啓発活動の充実	C		
	・環境全般の取り組み（美化活動等）への参画推進、環境ボランティアサポート制度（道路や公園などのゴミ拾いなどボランティアで環境保全活動を行うのに必要な用具の貸し出し、ボランティアゴミ袋の提供等のサポートを行う制度）等の推進	C	環境課	
④連携・協働によるユニバーサルデザインの推進	・多様な人が自らの意思で社会参画し、自立できる公共空間でのユニバーサルデザイン（すべての人が利用しやすいよう生活環境をデザインする考え方）の推進	C	各課	CSO
	・国際交流・多文化共生の推進	B	市民協働課	
	・在住外国人への情報提供	B	企画政策課	



(施策10) 少子高齢社会・人口減少社会の進展に対する体制の充実

施策の基本方向

○子どもを産み育む支援体制の充実、子どもの貧困対策等の推進と高齢者や障がいを持つ人の自立支援施策等の充実を図ります。



◇事務・事業 A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①妊娠や出産期の支援、子育てや家事の共同意識啓発	・保健師等による指導や相談、情報の提供	C	こども家庭課	
	・乳幼児保育の学習実施（体験学習）	C	こども未来課	
	・外部講師を招いての性教育の実施	C	学校教育課	関係機関
	・食生活改善推進事業の実施	C	健康課	地域CSO
②育児不安防止・相談窓口の運営、青少年まで含めた子育て期のサポート・子どもの貧困対策の推進	・放課後児童クラブの実施	C	こども未来課	
	・子育て総合支援センター事業の充実	C		
	・ファミリーサポート事業の実施	C		
	・出生届時、赤ちゃん訪問時の保健指導	B	こども家庭課	
	・こどもの笑顔コーディネーター設置事業	B	こどもの貧困対策課	関係機関 学校・幼稚園・保育所・認定こども園・子育て総合支援センター・CSO
	・子どもの居場所を新しく開設する団体等への支援	A		CSO
	・進学等準備金による支援	C	教育総務課	
	・虐待の早期対応と予防対策事業	C	こども家庭課	関係機関
	・家庭児童相談員の配置	C		
	・児童委員の配置	C		
③子どもの虐待への対応システムの充実	・要保護児童対策協議会の事業実施	C	こども家庭課	
	・家庭児童相談員の配置	C		
④高齢者や障がいを持つ人の社会参画推進、自立支援	・高齢者、障がいを持つ人の健康と生きがいづくり	B	健康課 福祉課	
	・自立支援のための相談及び支援の充実	C	福祉課	
	・民生委員の配置	C	福祉課	
	・障がい者相談員の配置	C	福祉課	
	・市民大学の実施	C	生涯学習課	

## 基本方針4 男女共同参画推進支援体制づくり

男女共同参画を推進していくためには、市民（地域、企業、学校など）と行政が一体となって取り組む必要があります。

【現状・課題】（令和3年度 市民意識調査結果より）

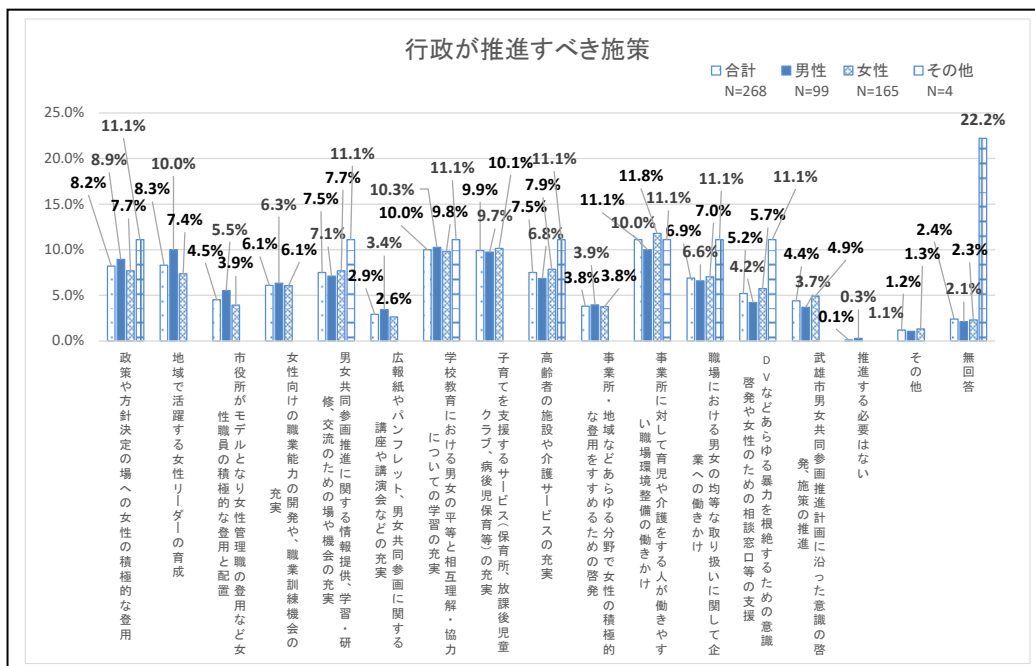
### ① 市民・企業・諸団体と市との連携・協働化の推進

○本市の男女共同参画社会を推進していくためには、諸政策を総合的かつ効果的に進めていく必要があります。そのためにも、市内に住み、活動する市民・企業・諸団体と行政との連携・協働による推進を図る必要があります。

市役所における男女共同参画の推進に積極的に取り組み、取り組み事例を市内外に発信し、男女共同参画社会の推進につなげます。

### ② 総合的な男女共同参画行政の推進

○必要とされる行政施策は、地域社会では「地域で活躍できる女性リーダーの育成」、学校教育では「男女平等・相互理解の学習の充実」、家庭生活では「子育て支援を充実するサービス」、事業所では「育児・介護をする人が働きやすい環境整備」を求める声が強く出ています。



男女共同参画施策を推進していくためには、行政において全庁的な連携を図り、総合的かつ効果的に進めていく必要があります。

## 実施方針 1 市民、企業、諸団体と市との連携・協働化の推進



◇事務・事業計画 A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	担当部署
①男女共同参画推進市民会議の設置	・男女共同参画推進市民会議による男女共同参画社会の推進	B	男女参画課
②諸団体、関係機関等との連携会議、事業の開催	・市内企業や団体代表者との推進連絡会議の開催	B	商工観光課 男女参画課
	・民間団体との連携強化	C	男女参画課
	・国・県・近隣自治体、関係機関との連携、情報交換	C	男女参画課
③市役所における男女共同参画の推進	・市役所におけるイクボス宣言、特定事業主行動計画の着実な推進 【男性育児休業を取得する男性職員の割合 30%】 【職員の時間外勤務の削減 17 時間/1 月あたり】 ・輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会に加入、組織内の女性活躍を推進し、組織外へ発信	A	総務課 男女参画課

## 実施方針 2 総合的な男女共同参画行政の推進



◇事務・事業計画 A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	担当部署
①男女共同参画施策の推進	・男女共同参画推進計画に基づいた施策、事業の進捗状況管理、点検、公表 【武雄市男女共同参画推進計画の認知度 100%】	B	男女参画課
	・男女共同参画社会づくりにむけた条例等の検討	C	男女参画課
②職員の意識向上のための学習機会の提供	・職員の意識調査実施	C	男女参画課
	・全職員対象の学習会の開催	B	総務課 男女参画課
③男女共同参画推進体制の機能強化	・行政の全庁的な連携	B	各課
	・男女共同参画推進本部会議、男女共同参画推進部会、幹事会の開催	B	男女参画課
	・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進	C	男女参画課
④市役所における女性職員の職域拡大や管理職登用の推進	・女性職員の職域拡大	C	総務課
	・女性職員の管理職登用 【管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 25%以上】	B	総務課
⑤情報受発信の機能強化や活動基盤の整備	・男女共同参画に関する情報の受発信 【情報発信（出前講座開催）6 回/年間】	B	男女参画課 広報課
	・男女共同参画活動基盤の整備	B	男女参画課 各課

計画の基本指標

基本方針(1) 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

	指 標	実績値 (令和3年度)	4次目標 (令和9年度)
1	LGBT(順番に、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、性同一性障害など心と体の性が一致しない人)の認知度(言葉の意味まで知っている)	44.8%	70%
2	男女共同参画に関する出前講座開催	2回/年	6回/年
3	男女共同参画に関する啓発イベント、講座の受講者数	207名/年	600名/年
4	社会全体で男女の地位が平等となっていると思う人の割合	16.0%	50%
5	社会通念・慣習・しきたりで男女の地位が平等となっていると思う人の割合	14.9%	50%

基本方針(2) 安全・安心にすごせる環境づくり

	指 標	実績値 (令和3年度)	4次目標 (令和9年度)
1	DV防止法(配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律)やDV、デートDV等の用語の認知度	85.9%	100%
2	DV防止・デートDV防止のための講座の受講者数	502名/年	600名/年
3	DV被害を受けた際に「相談しても無駄」と思う割合	21.4%	10%

基本方針(3) 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり

	指 標	実績値 (令和3年度)	4次目標 (令和9年度)
1	女性の活躍推進に取り組んでいる市内事業所の割合	48.9%	70%
2	男性の育児休業取得を望ましいと考える人の割合	52.9%	80%
3	地域活動に参加している人の割合	35.8%	60%
4	審議会・委員会等の委員に占める女性の割合	35.7%	40%以上

基本方針(4) 男女共同参画推進支援体制づくり

	指 標	実績値 (令和3年度)	4次目標 (令和9年度)
1	男性育児休業を取得する男性職員の割合 武雄市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(R3~R7)目標5%以上	16%	30%
2 ※	職員の時間外勤務の削減(特定事業主行動計画より)(1月あたりの時間)	20.1時間	17時間
3	武雄市男女共同参画推進計画の認知度	56%	100%
4	管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 【特定事業主行動計画より】	18.8%	25%以上
5	男女共同参画に関する情報の発信(出前講座開催)	2回	6回

※2) 令和元年度比 10%削減目標(R7.3 末)  
令和元年 18.9 時間⇒17 時間

## ◎武雄市男女共同参画計画策定委員会 委員意見

計画を策定するにあたりワークショップを開催しました。

### ○計画策定にあたって「気になること」(R4.7.11)

市民意識調査結果や日頃、気になることなど男女共同参画の視点で意見を出し合いました。

- ・男女の地位が平等意識を50%に達成するためには何をすべきか？
- ・デートDVの教育は小学校から必要。
- ・出来るだけ低年齢で学校教育の中にDV（デートDV含む）、LGBTs、性虐待等について学ぶカリキュラムを入れてもらう。
- ・暴力を受けても相談できないことが問題、困ったら相談できる社会をどうやって作っていくか。
- ・男性の育児休業については、夫婦間の理解、職場の理解が必要。
- ・武雄市の男性育休取得率の低さの原因を探り、なるべく取得率を上げるよう努力を、市役所が率先して発信してほしい。
- ・クオータ制について文言を明記した方が理解が進むのでは。
- ・女性職員の管理職登用割合が増えないのは？
- ・人事のしくみ、女性職員登用に向けたトレーニングが必要
- ・ハラスメントを見たり聞いたりした人はハラスメントを受けた人に声をかける勇氣があるのか？
- ・地域活動への参加促進は、女性に限ったことでなく、若い世代も参画しやすい環境整備が必要。
- ・市役所が中心となって様々な情報を発信することで前進すると思う。ただ、その場合は担当部署との連携（横のつながり）の強化が大切だと考える。

### ○第4次計画で「こんなこと取り組みたいな（男女共同参画の視点から）」(R4.11.8)

計画に基づき、男女共同参画推進に向けた取り組みのアイデアを出し合いました。

- ・気軽に話をできる男女共同参画カフェの開催
- ・社会全体で男性の割合が多い分野において、女性が参加する必要性を具体的にあげ、啓発を促す取り組み
- ・出前講座の計画的な実施（5年計画の間）
- ・各種団体に対して啓発（区長会、老人会、婦人会等）
- ・若者や外国人、障害者の困りごとの思いを開く会の開催
- ・家庭内における男女の役割などについて生活調査
- ・育児休業を取った人の集まりと「取りたい人」「取れたらいいな」と思っている人との対話会
- ・男性育児休業について、産後いかに大変か、夫の手助けが必要かの理解を深めるパンフレットの作成、街頭インタビュー等…
- ・LGBTについての理解者を研修や講座で増やす取り組み
- ・デートDVなど、小学校・中学校地域へ計画的な啓発
- ・DV相談機関を身近に感じさせる手段の検討
- ・幼保小中高と年齢に応じたDV（デートDV）、LGBTs、性虐待教育をカリキュラム化する
- ・デートDV学校関係（教養）と民間ボランティアとの連携（紙芝居有）
- ・クオータ制を知ってもらい、次へのステップをつくる研修会の実施
- ・審議会委員会へ段階的なクオータ制の導入
- ・管理的地位の女性職員を増やす取り組み
- ・女性職員の声を拾う取り組み

# 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- （施策の策定等に当たっての配慮）
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
- （国民の理解を深めるための措置）
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
- （苦情の処理等）
- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
- （調査研究）
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
- （国際的協調のための措置）
- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- （地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 第三章 男女共同参画会議
- （設置）
- 第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。
- （所掌事務）
- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
  - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
  - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- （組織）
- 第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。
- （議長）
- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。



2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、

委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年法律第 31 号)

最終改正：令和元年法律第 46 号

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

##### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

#### 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

#### 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

##### 第五章の二 補則（第二十八条の二）

#### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三

項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身

体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更な身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その

同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同じ居している子及び配偶者と同じ居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間 当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は 相手方の住所（本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には 理由を付さなければならない。ただし 口頭弁論を経ないで決定をする場合には 理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項ま



での規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年。以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則〔抄〕

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは「婦人相談所」とする。

#### （検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

#### （検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

### 附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

#### （施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

最終改正：令和元年法律第24号

## 目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
附則	

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資

する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をい

う。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該

事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認める時は、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関



する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる

情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処

する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者  
第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十條第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二條 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三條 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定

公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正

規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 男女共同参画推進のあゆみ

年		国連など	国	佐賀県	武雄市
1975	S50	国際婦人年世界会議（メキシコシティ）⇒「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置	（1953年に婦人問題対策審議会設置）	
1976	S51	「国際婦人の十年始まる」（1985年まで）			
1977	S52		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館（現国立女性教育会館）オープン	「長期総合計画」に婦人に関する施策の推進を盛り込む	
1980	S55	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）⇒「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」に署名	県福祉生活部に青少年婦人課を設置、「80年代佐賀県総合計画」に婦人に関する施策の推進を盛り込む	
1981	S56		「国内行動計画後期重点目標」策定		
1984	S59	「国連婦人の十年」地域政府間準備会議（エスカップ）			
1985	S60	「国連婦人の十年」最終年 ナイロビ世界会議⇒「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	国籍法改正 「男女雇用機会均等法」公布（S61年施行） 「女子差別撤廃条約」批准	「婦人問題対策の推進方策」策定 「婦人の翼」派遣開始	
1986	S61			佐賀県婦人団体連絡協議会設置	
1987	S62		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1988	S63		「婦人週間40周年記念全国会議」開催	佐賀県長期計画構想婦人に関する重点施策を盛り込む 青少年婦人課に婦人係設置	
1990	H2	国連経済社会理事会⇒「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		「さが女性プラン21」策定（2月）、婦人問題対策審議会が女性問題審議会となる	
1991	H3		「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定	男女共同参画の社会をつくるための県民意識調査実施	
1992	H4	環境と開発に関する国連会議（地球サミットリオデジャネイロ）⇒「アジェンダ21」採択	「育児休業に関する法律」施行、「育児休業等に関するガイドライン」策定	児童青少年課に女性企画室を設置	

年		国連など	国	佐賀県	武雄市
1993	H5	国連世界人権会議（ウィーン）、国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」施行	佐賀県女性行政推進会議設置、「ふれ愛の翼」派遣開始、佐賀県新総合計画策定	
1994	H6	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）⇒「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 国際人口開発会議（カイロ）	男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置		
1995	H7	第4回世界女性会議（北京）⇒「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）	佐賀県立女性センター「アバンセ」オープン（3月）	
1996	H8		「男女共同参画2000年プラン」策定	「さが女性プラン21」（改訂版）」策定	
1997	H9		「男女共同参画審議会設置法」施行、「男女雇用機会均等法」改正、「介護保険法」公布		「女性政策に関する事項」について企画情報課の事務分掌に明確化
1998	H10		男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法-男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり-」を答申		
1999	H11	エスカップハイレベル政府間会議（バンコク）	「男女共同参画社会基本法」公布・施行、「改正育児・介護休業法」施行、「改正男女雇用機会均等法」施行、「食糧・農業・農村基本法」公布・施行	女性問題審議会が男女共同参画推進審議会となる、女性企画室が男女共同参画室となる	
2000	H12	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「ストーカー規制法」成立、「男女共同参画基本計画」策定、男女共同参画推進本部「男女共同参画週間について」決定	男女共同参画推進審議会に「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向」について諮問	第4次総合計画に「人権の尊重と男女共同参画社会の形成」について盛り込む、「男女共同参画計画策定懇話会」の設置、「男女共同参画社会に向けた意識調査」実施
2001	H13		内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行、男女共同参画推進本部「女性国家公務員採用・登用について」 「女性に対する暴力をなくす運動」について決定 第1回男女共同参画週間閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	「佐賀県男女共同参画基本計画」策定 男女共同参画室から男女共同参画課となる 「佐賀県男女共同参画推進条例」施行	男女共同参画計画懇話会より「武雄市男女共同参画提言書」が提出される 総務部企画情報課に男女共同参画係を設置



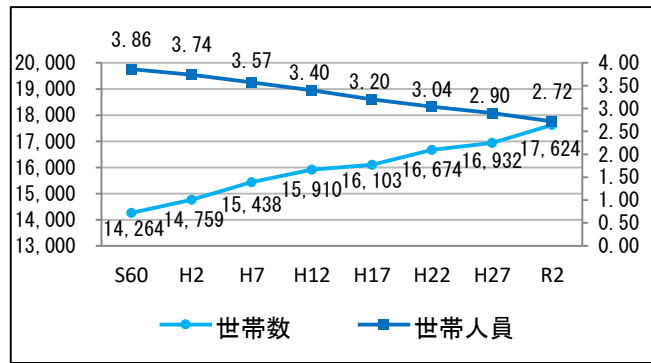
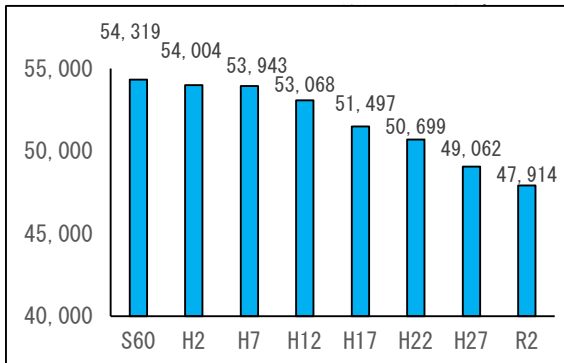
年		国連など	国	佐賀県	武雄市
2002	H14		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	「佐賀県男女共同参画推進員」を設置、佐賀県立女性センターを「配偶者暴力防止支援センター」に位置付ける 「佐賀アジア女性フォーラム」開催	(旧武雄市)「武雄市男女共同参画計画」(2002-2011)策定
2003	H15	国連女子差別撤廃委員第29会期において、日本の第4,5回女子差別撤廃条約実施状況報告を審議	「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行		
2004	H16		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「佐賀県DV総合対策会議」及び「佐賀県DV総合対策センター」設置	
2005	H17	第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」を開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」改定	「佐賀県男女共同参画推進連携会議」創設	
2006	H18			「佐賀県男女共同参画基本計画」改定、「佐賀県DV被害者支援基本計画」策定	1市2町合併-武雄市誕生(3月1日)、企画部男女参画課 「市民意識調査、中学3年生意識調査」実施
2007	H19		「男女雇用機会均等法」(H18.6改正)施行	「2007年男女共同参画フォーラムinさが」開催 「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画」を策定	「第1次男女共同参画推進計画」(H19-23)策定
2008	H20	女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正、施行 「女性の参画プログラム」男女共同参画推進本部決定		「企業実態調査」実施
2009	H21	女性差別撤廃条約実施状況第6回に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表	「育児介護休業法」改正	「佐賀県DV被害者支援基本計画」改定	「女性総合相談窓口」開設 政策部男女参画課
2010	H22	第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)を開催(ニューヨーク) 日本で初めてAPEC女性リーダーズネットワーク(WLN)会合を開催	「育児介護休業法」(H21.6改正)原則施行 「第3次男女共同参画基本計画」策定	「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民の意識調査」の結果を公表	つながる部男女参画課 「女性ネットワークたけお」設立

年		国連など	国	佐賀県	武雄市
2011	H23	「APEC女性と経済サミット」を開催（サンフランシスコ）	配偶者からの暴力や性暴力の被害者を対象とした「パープルダイヤル-性暴力・DV相談電話-」開設	「佐賀県男女共同参画基本計画」（2011 - 2015）策定	「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査、中学3年生意識調査」「企業、CSO実態調査」実施
2012	H24	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（サンクトペテルブルク）			「男女共同参画計画策定委員会」設置 「第2次男女共同参画推進計画」（H25-29）策定（「武雄市DV対策基本計画」含む）
2013	H25	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（パリ）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正		
2014	H26	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（北京）		「女性の活躍推進佐賀県会議」を設置 「佐賀県DV被害者支援基本計画」策定	
2015	H27	第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）を開催（ニューヨーク） 「APEC女性と経済フォーラム」を開催（フィリピン）	「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定		総務部男女参画課
2016	H28	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（ペルー）	「育児介護休業法」改正	「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」（2016-2020）策定（「佐賀県女性活躍推進計画」含む）	「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査、中学3年生意識調査」「企業、地域実態調査」実施
2017	H29	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（ベトナム）	「育児介護休業法」改正 「男女雇用機会均等法」（H28.3改正）施行 「ストーカー規制法」（H28.12改正）施行		「男女共同参画計画策定委員会」設置 「第3次男女共同参画推進計画」（2018-2022）策定（「武雄市DV対策基本計画」「武雄市女性活躍推進計画」含む） イクボス宣言実施 企画部男女参画課
2018	H30	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（パプアニューギニア）	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（H30.6）施行		
2019	H31 R1	「第5回国際女性会議WAW!/W20」を開催（東京） 「APEC女性と経済フォーラム」を開催（チリ）	「働き方改革関連法」一部施行	「佐賀県DV防止・被害者支援基本計画（第4次計画）」策定	総務部 男女参画課
2020	R2	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（マレーシア）	「男女雇用機会均等法」改正 「第5次男女共同参画基本計画」策定		

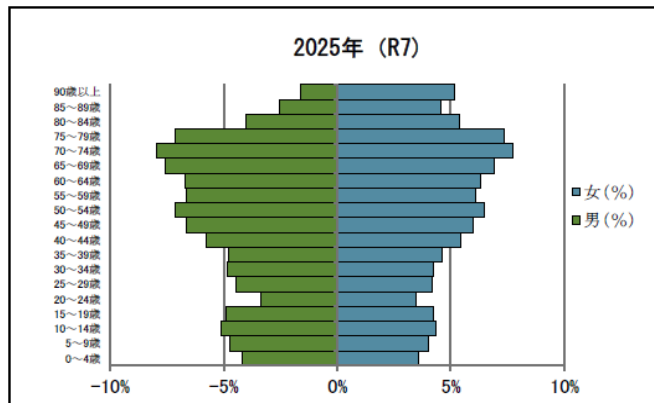
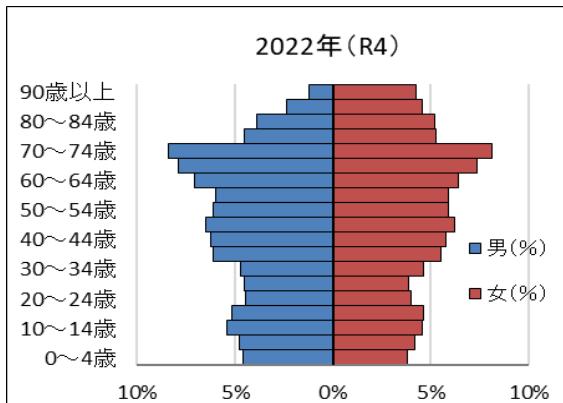
年		国連など	国	佐賀県	武雄市
2021	R3	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（ニュージーランド）		「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」（2021-2025）策定（「佐賀県女性活躍推進計画」含む）	「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査、中学3年生意識調査」「企業、地域実態調査」「地域における女性登用に関する調査」実施
2022	R4	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（タイ）	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」策定		「男女共同参画計画策定委員会」設置 「第4次男女共同参画推進計画」（2023-2027）策定（「武雄市DV対策基本計画」「武雄市女性活躍推進計画」含む） 輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会加入

# 武雄市の状況(基本データ)

## ■人口の推移



(資料:国勢調査 ※年齢不詳者を除く)

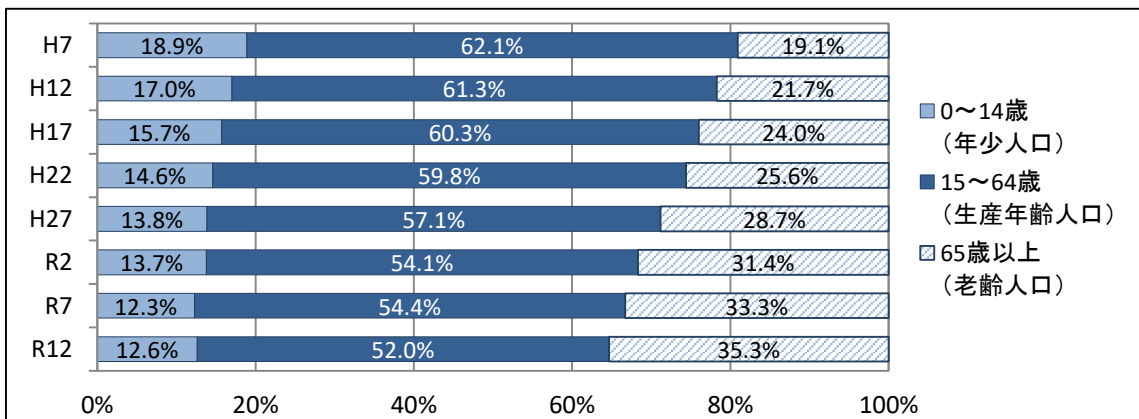


(出典)2022年は総務省 住民基本台帳データ(2022.1.1時点)

(注)2025年は内閣官房まち・ひと・しごと創生本部提供データ(パターン1社人研推計準拠)から計上  
 ※パターン1:全国の移動率が、今後一定程度縮小すると仮定した推計(社人研推計準拠)

## ■人口構成割合

区分	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030
	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12
総数	53,943	53,068	51,497	50,699	49,062	47,914	45,940	43,360
0~14歳 (年少人口)	10,172 18.9%	9,003 17.0%	8,099 15.7%	7,422 14.6%	6,795 13.8%	6,547 13.7%	5,645 12.3%	5,472 12.6%
15~64歳 (生産年齢人)	33,490 62.1%	32,543 61.3%	31,039 60.3%	30,297 59.8%	28,037 57.1%	25,940 54.1%	24,989 54.4%	22,562 52.0%
65歳以上 (高齢人口)	10,281 19.1%	11,522 21.7%	12,359 24.0%	12,980 25.6%	14,069 28.7%	15,064 31.4%	15,306 33.3%	15,326 35.3%



出典)「国勢調査」(総務省)、※R2区分は年齢不詳者363人を除く

(注)2025年以降は内閣官房まち・ひと・しごと創生本部提供データ(パターン1社人研推計準拠)から計上  
 ※パターン1:全国の移動率が、今後一定程度縮小すると仮定した推計(社人研推計準拠)

■ 年齢階層別性別未婚率

	人口			全体 (配偶関係不詳102人)		男性 (配偶関係不詳52人)		女性 (配偶関係不詳50人)	
	全体	男性	女性	未婚者	未婚率	未婚者	未婚率	未婚者	未婚率
総数(15歳以上)	41,004	19,142	21,862	9,721	23.71%	5,339	27.9%	4,382	20.0%
15～19歳	2,196	1,065	1,131	2,189	99.68%	1,061	99.6%	1,128	99.7%
20～24歳	1,664	798	866	1,458	87.62%	698	87.5%	760	87.8%
25～29歳	2,026	1,034	992	1,236	61.01%	683	66.1%	553	55.7%
30～34歳	2,254	1,094	1,160	816	36.20%	467	42.7%	349	30.1%
35～39歳	2,720	1,332	1,388	740	27.21%	421	31.6%	319	23.0%
40～44歳	2,951	1,469	1,482	656	22.23%	378	25.7%	278	18.8%
45～49歳	3,049	1,515	1,534	656	21.52%	397	26.2%	259	16.9%
50～54歳	2,811	1,368	1,443	489	17.40%	319	23.3%	170	11.8%
55～59歳	2,918	1,422	1,496	392	13.43%	257	18.1%	135	9.0%
60～64歳	3,351	1,668	1,683	389	11.61%	272	16.3%	117	7.0%
65歳以上	15,064	6,377	8,687	700	4.65%	386	6.1%	314	3.6%

(資料: R2国勢調査(配偶関係不詳を除く))

■ 合計特殊出生率(15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの)

区分	武雄市	旧武雄市	旧山内町	旧北方町	参考(国)	参考(佐賀県)
S63～H4	-	1.91	1.90	1.82		
H5～H9	-	1.94	1.83	1.77		
H10～H14	-	1.83	1.72	1.70		
H15～H19	1.61	-	-	-		
H20～H24	1.70	-	-	-	1.38	1.61
H25～H29	1.71	-	-	-	1.43	1.63

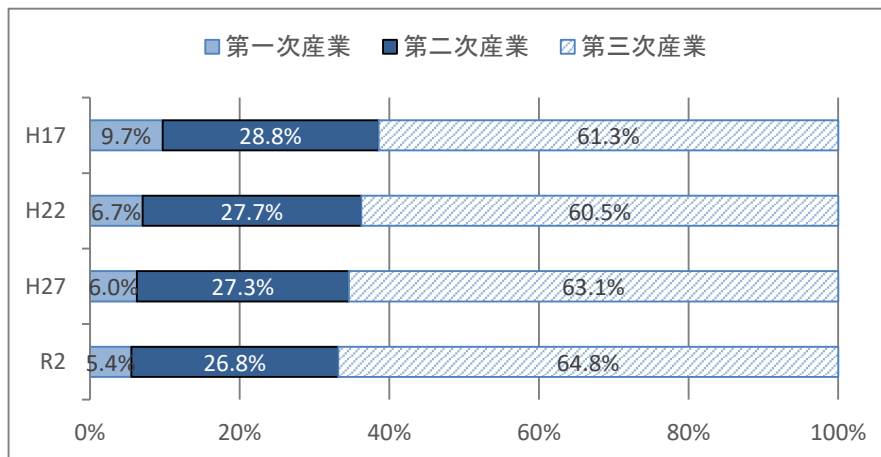
(資料: 人口動態統計)

■ 産業別就業者数(15歳以上)

(各年10月1日現在 単位: 人・%)

区分	H17		H22		H27		R2	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
総数	25,645	100.0%	24,892	100.0%	24,396	100.0%	24,207	100.0%
第一次産業	2,483	9.7%	1,658	6.7%	1,472	6.0%	1,301	5.4%
第二次産業	7,391	28.8%	6,904	27.7%	6,662	27.3%	6,478	26.8%
第三次産業	15,722	61.3%	15,048	60.5%	15,382	63.1%	15,683	64.8%
分類不能	49	0.2%	1,282	5.1%	880	3.6%	745	3.1%

(資料: R2国勢調査)



○武雄市男女共同参画推進市民会議設置要綱

平成18年4月19日

告示第160号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する政策の総合的な推進を図るため、武雄市男女共同参画推進市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うとともに、男女共同参画政策の推進に関して必要な意見を述べる。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する普及啓発。
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進に関する市長の諮問に応じ答申し又は市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画政策の推進に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体に属する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に市民会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

3 委員が出席できないときは、当該委員が指名する者が出席することができる。

(事務局)

第7条 市民会議の庶務は、総務部男女参画課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成18年4月20日から施行する。

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則（平成19年告示第42号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第50号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第53号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第117号）

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第33号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第65号）

この告示は、平成30年5月7日から施行する。

○武雄市男女共同参画推進本部設置規程

平成18年4月19日

訓令第70号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、武雄市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する推進計画策定及び施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する行政事務に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進に関する意識啓発を図ること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、副市長、技監、総務部長、企画部長、営業部長、福祉部長、まちづくり部長、こども教育部長、環境部長、会計管理者、理事、議会事務局長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長及び選挙管理委員会事務局長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の会議を総理し、必要に応じて会議を招集しその議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(推進部会)

第5条 推進本部の機能を補佐し第2条に規定する所掌事務について、その円滑な推進実施を図るため、推進本部に推進部会を置く。

- 2 推進部会は、課及び局の長の職にあるものをもって充てる。
- 3 推進部会は、当該課における施策の実施計画を作成し、目標達成に関する進行管理、関係機関との連絡調整及び所属職員に対する意識啓発その他必要な調整を行うものとする。

(幹事会)

第6条 推進本部の所掌事務について具体的な調査研究を行うため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事は本部長が指名する職員をもって充てる。

(庶務)

第7条 推進本部、推進部会及び幹事会の庶務は、総務部男女参画課において処理する。



(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月20日から施行する。

附 則（平成18年訓令第76号）

この訓令は、平成18年5月23日から施行する。

附 則（平成19年訓令第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第12号）

この訓令は、平成20年11月26日から施行する。

附 則（平成21年訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第9号）

この訓令は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第5号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令第11号）

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第7号）

この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第1号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令第5号）

この訓令は、平成30年5月7日から施行する。

附 則（平成31年訓令第4号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

○武雄市男女共同参画計画策定委員会設置要綱

平成18年12月4日

告示第258号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するため、武雄市男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、計画策定に関し必要な調査及び研究を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体に属する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでの間とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に委員会に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、総務部男女参画課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年12月4日から施行する。

附 則（平成19年告示第42号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第50号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第53号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第117号）

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第33号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第65号）

この告示は、平成30年5月7日から施行する。

## 武雄市男女共同参画計画策定委員会委員名簿

武雄市男女共同参画計画策定委員会アドバイザー

西九州大学 教授 上野景三

氏 名	団 体 名 等	役 職
木寺 稔	武雄市区長会	副会長
江口 睦子	武雄市地域婦人連絡協議会	委 員
徳重 晃子	武雄人権擁護委員協議会	委 員
黒岩 洋一	武雄市民生委員児童委員連絡協議会	委 員
古賀 直喜	武雄市公民館連合会	委 員
宮崎 敏子	J Aさがみどり地区女性部	委 員
入江 いつみ	武雄商工会議所	委 員
古賀 浩子	武雄市商工会	委 員
深町 恵介	武雄青年会議所	委 員
田中 智子	武雄市連合P T A	委 員
庭木 朝子	女性ネットワークたけお	会 長
庭木 洋子	女性ネットワークたけお	委 員
小林 由枝	学識経験者	委 員
青木 大祐	学識経験者	委 員
大庭 圭子	学識経験者	委 員
森 順子	学識経験者	委 員
黒田 宣代	公募	委 員
小田 綾	公募	委 員
永井 美紀	公募	委 員

(敬称略)

第4次武雄市男女共同参画推進計画

令和5年3月

(発行) 武雄市男女参画課

〒843-8639

佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話 0954-23-9141

FAX 0954-23-9120

E-mail : danjyo@city.takeo.lg.jp